

## 東京都における地域公共交通の在り方検討会 設置要綱

(制定) 令和 2 年 8 月 4 日付 2 都市基交第 486 号  
(改定) 令和 3 年 4 月 26 日付 3 都市基交第 188 号  
(改定) 令和 3 年 9 月 28 日付 3 都市基交第 554 号  
(改定) 令和 4 年 3 月 3 日付 3 都市基交第 997 号  
(改定) 令和 7 年 9 月 5 日付 7 都市基交第 904 号  
(改定) 令和 7 年 11 月 5 日付 7 都市基交第 1158 号

### (設置目的)

第一条 今後の人口減少・少子高齢社会を見据え、東京の高密に発達した鉄道ネットワークをいかしつつ、地域の特性に即した地域公共交通ネットワークの形成を促進し、誰もが移動しやすい利便性の高い都市の実現に向けた必要な検討を行うため、「東京都における地域公共交通の在り方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第二条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 目指すべき東京の地域公共交通の姿と、その実現に向けた基本的な方針の検討に関すること。
- (2) 地域公共交通の充実に向けた取組を行う区市町村等に対し、都が講ずるべき支援策の検討に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、検討会で必要と認めること。

### (組織)

第三条 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。

### (座長)

第四条 検討会に座長を置き、学識経験者をもって充てる。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を主宰する。
- 3 座長は、都市整備局長が選任する。

### (検討会の運営)

第五条 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、検討会への出席等必要な協力を依頼することができる。

- 2 座長に事故がある場合は、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。
- 3 検討会は原則非公開とする。
- 4 議事要旨等は原則公開とする。ただし、公開することにより、率直な意見の交換、都民の

間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合、または座長が不適当と認めたときは、この限りではない。

(事務局)

第六条 検討会の事務局は、都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

(補則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。